

マイナンバーカードを 健康保険証として利用できます



医療機関で健康保険証の資格確認がオンラインで可能となります。
当院では、厚生労働省の方針に従い事前に資格情報の一括照会を
実施します。

一括照会では、患者さんの保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。

利用開始日 令和3年10月1日

ご持参いただくもの



マイナンバーカード（お持ちの方）

※通常通り、健康保険証のみのご持参でも
問題ございません



健康保険証



その他いつも持参している証書

※いつも持参している証書（下例）は、すべてご持参ください

- 公費負担医療受給者証
- 乳幼児医療費証
- 介護保険証

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証 等